

会議名 平成25年度第2回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

開催日 平成26年3月5日	会議時間	開会 AM・PM 2:00 閉会 AM・PM 3:35
会議場所 ニセコ町役場 議員控室	記録者 保健福祉課保険医療係主事 谷井悦彦	
出席者 審議会委員：木嶋委員・前田委員・高橋委員・高木委員・小松委員 ニセコ町役場：片山町長（挨拶・諮問のみ）・佐竹税務課長・横山保健福祉課長・中田保険医療係長・谷井保険医療係主事		
欠席者 荒木委員		

会議日程

- (1) 開会（進行：横山課長）
- (2) 町長挨拶（挨拶・諮問のあと公務により退席）
- (3) 会長挨拶（木嶋会長）
- (4) 議事（中田係長から議案および資料等説明）
- (5) 質疑（下記参照）
- (6) まとめ（諮問どおり承認）

会議内容

- 1) ニセコ町国民健康保険税課税限度額の改正について
- 2) ニセコ町国民健康保険税軽減措置の拡充について

1 現状

〈国民健康保険税課税限度額〉

医療費分 51万円・後期分 14万円・介護分 12万円

〈軽減基準となる所得金額〉

7割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が 33万円以下

5割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が 33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者の数及び特定同一所属者)

2割軽減 ⇒ 世帯の所得の合計額が 33万円 + (35万円 × 被保険者の数及び特定同一世帯所属者)

2 改正の考え方

平成25年12月に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱において、国民健康保険税について負担の適正化を図るため課税限度額を引き上げるとともに、低所得者の保険税軽減措置の対象を拡大するため軽減の対象世帯に該当するかを判定する所得判定基準の改正を行うこととなりました。

このことを受けてニセコ町国民健康保険税についても法改正にあわせ税条例を改正したいと考えています。

【諮問事項】ニセコ町国民健康保険税課税限度額を引き上げる

ニセコ町国民健康保険税軽減措置の拡充を行う

- ① 国民健康保険税の後期高齢者支援均等課税額にかかる課税限度額を16万円（現行14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げる。
- ② 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得額の引き上げ等を行う。

国民健康保険税軽減拡充に係る試算資料

平成26年度率

	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割(%)	8.3	2.1	2.2
資産割(%)	64	16	3
均等割(円)	21,500	5,600	9,700
平等割(円)	26,800	7,000	9,700
限度額(千円)	510千円 (変更なし)	140→160千円	120→140千円

～国民健康保険税算出方法～

所得割 … 前年所得 - 33万円 × 税率
 資産割 … 固定資産税額 × 税率
 均等割 … 加入者1人(擬主除く) × 税率
 平等割 … 1世帯 × 税率
 上記の合計 = 国保税額(年額)

※限度額以上に課税はされません

軽減の基準となる所得金額	軽減割合
世帯の所得の合計額が 33万円以下 (変更なし)	7割軽減
世帯の所得の合計額が 33万円 + (24.5万円 × 世帯主を除く被保険者の数及び特定同一所属者) → 世帯の所得の合計額が 33万円 + (24.5万円 × 被保険者の数及び特定同一所属者)	5割軽減
世帯の所得の合計額が 33万円 + (35万円 × 被保険者の数及び特定同一世帯所属者) → 世帯の所得の合計額が 33万円 + (45万円 × 被保険者の数及び特定同一世帯所属者)	2割軽減

【質疑】

- 委員 限度額を上げた分を負担が重いと言われている中所得層の軽減に使われるのか？
⇒ 基本的にはそうなるが全部を賄いきれないので補助金として国・道から補填される。手出しとしては道3/4、町1/4と言った形になる。
- 委員 もし、限度額の引き上げをしないと審議会で答申したらどうなるか？
⇒ 国は改正されることは決まっているので町も改正して附則で引き上げしないか、町の改正を行わないかの2つになる。
- 委員 これはあくまで国の指導ということでもいいのか？
⇒ そういうことになる。審議会で反対という答申になれば町としては引き上げは見送ることになると思う。
- 委員 国民健康保険税の限度額に達している世帯数はどれだけあるのか？
⇒ 後期賦課世帯で34世帯、介護賦課世帯で26世帯ある。全部の世帯が後期・介護ともに限度額に達しているかは精査してみないとわからない。町の国保世帯で限度額に達している割合は3.8%くらいである。
- 委員 限度額が上がるのはニュース等で知っていたが4万円と考えると高いと思う。後期と介護の引き上げの理由は？
⇒ 医療分では全国で約3%の世帯が限度額だが、後期分・介護分が4%程度の割合の世帯が限度額に達していて、2万円ずつ引き上げると医療・後期・介護ともに約3%未満に納まるので、後期分と介護分を引き上げることになったようだ。町長の挨拶にもあったがお金のかかる中所得層の人たちの負担を軽減する目的がある。今回引き上げになればニセコ町でも約100世帯ほどが軽減の措置を受けられることになる。
- 委員 65歳以上の介護保険料の負担が大きくなるというのか？
⇒ 65歳以上の介護保険料の負担を大きくするのではなく国保税の介護分を納めている現在働いている人たちの負担が大きくなると考えていい。
- 委員 他町村の動向は？
⇒ やはり違いはある。今回限度額の引き上げをする町村もあれば1年先送りする町村もあり、それぞれの町村で対応が違う。
- 委員 消費税も上がり負担感はあると思う
委員 12月の審議会で答申した税率の引き上げで負担感が増すと思うがその中でも今回軽減の対象となる世帯にとっては負担率としては元に戻る感じですね。
委員 限度額の引き上げについては、さっきも言っていたが4万円上がるのは負

担が大きく感じてしまう。この限度額の上げ幅を半分の2万円にすることは出来るのか？

⇒ 限度額については引き上げを行うか引き上げを行わないかの諮問です。

委員 引き上げを行わなかったときのペナルティは？

⇒ 引き上げをしないで軽減を行うとなると町の負担が増えてしまう。税率の引き上げで町の国保会計の収入は増えると見込んでいたが、今回の国の限度額の改正で国や道の補填を入れてもマイナスとなってしまふ。

⇒ 今後29年度に国保の保険者の都道府県化となる見込で保険料も均一化されると考えられる。現在の町の保険税としては全道平均よりも低いほうである。これが都道府県化されると町民の負担は一気に上がることも考えられる。現在の動向としては先が見えない状況ではあるものの国に足並みを揃えていたほうが今後の負担を考えると良いと思う。

委員 今後の都道府県化を考えるとしょうがないと思う。

委員 軽減の効果が出ることを願って引き上げはしょうがない。やらなくてもいいのならやりたくはない。今回の引き上げで負担を強いられる世帯があるが軽減される世帯数が多いのでしかたないと思う。

会長 限度額の改正について引き上げで承認ということでもいいか？

各委員 はい。（引き上げについて了承）

会長 町に対し限度額の引き上げを承認という事で答申する。

以上。